

第2号議案

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

令和5年2月20日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の一部改正により同法の短期給付を適用する対象者の範囲が短時間勤務会計年度任用職員に拡大されたことを踏まえ、本市の会計年度任用職員の報酬及び費用弁償の支給日を一般職員等の給与等の支給日と合わせる等の改正をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年豊後大野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、費用弁償」を「及び費用弁償」に、「15日」を「21日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた支給すべき事由に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前に生じた支給すべき事由に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。